



資料2 綾瀬市パートナーシップ宣誓制度の開始について

- ◆ **概要** 性的マイノリティをはじめとする性の多様性への理解を深め、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、2月よりパートナーシップ宣誓制度を開始します。
※パートナーシップの定義：法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものでなく、互いを人生の大切なパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係のことです

- ◆ **目的** 「第3次あやせ男女共同参画プラン」に掲げられた基本理念「一人ひとりがすてきに生きよう」に基づき、基本施策の一つである「あらゆる性に関する人権意識の向上」を促進します。

- ◆ **開始日** 令和4年2月1日（火）から（7日前から予約できます）

- ◆ **対象** 宣誓できる方の要件
※次の全ての要件を満たす必要があります
1. 成年に達していること。
2. 市内に住所がある又は、一方が市内に住所があり、他方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
3. 婚姻していないこと（事実婚は除く）及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
4. 民法に規定する婚姻のできない続柄（近親者など）でないこと。
5. 養子縁組している場合は、解除されていること。

- ◆ **宣誓方法**
 - ① 宣誓日予約
 - ・原則7日前までに電話で予約してください。
 - ② パートナーシップ宣誓書の提出
 - ・必要書類を持参の上、2人で市民課広聴相談担当まで来庁してください。
 - ・対象者の要件などを確認させていただいた上で、パートナーシップ宣誓書などの必要書類を提出してください。
 - ③ パートナーシップ宣誓書受領書等の交付
 - ・「パートナーシップ宣誓書受領書」と希望者には「パートナーシップ宣誓書受領書カード」を交付します。





綾瀬市記者発表資料

令和4年1月13日発表
市民環境部
市民課
広聴相談担当
Tel.0467-70-5605

※即日交付を希望される場合は、1～2時間程度お待ちいただくことがあります

- ◆ **必要書類**
 - ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたもの）
 - ・転入を予定している場合は、その旨が確認できる書類
 - ・戸籍抄本など婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたもの）
 - ・運転免許証などの本人確認書類

- ◆ **セールスポイント**
 - ・事情により、婚姻の届出をしない・できない事実婚の方や同性カップルの方を対象にした制度です。

- ◆ **その他（注意事項）**
 - ・受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始除く）
 - ・予約方法：市民課広聴相談担当に電話（0467-70-5605）

※宣誓できる時間は午前9時～午後4時（状況によりご希望に沿えない場合があります）

- ◆ **イメージ**
 - ・パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）
 - ・パートナーシップ宣誓書受領証カード（86mm×54mm）

